



平成 27 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 ユニ・チャーム株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高原 豪久  
(コード：8113 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 経理財務本部長 浅田 茂  
(TEL 03-3451-5111)

## 2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

ユニ・チャーム株式会社（以下、「当社」といいます。）は、平成 27 年 9 月 8 日の取締役会において、2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）社債額面金額 500 億円の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 【本新株予約権付社債発行の背景】

当社は、使命としている「世界中の全ての生活者の質の向上に貢献すること」を実現するため、取り巻く事業分野の世界市場が今後も大きく成長する可能性を秘めているとの認識のもと、市場環境を追い風にグローバル化をさらに加速させ、飛躍的に成長することを目指して、2010 年に長期ビジョン「G20 計画」を策定いたしました。

「G20 計画」では、2020 年に連結売上高目標 1.6 兆円や、売上高年平均成長率 15%、営業利益率 15%、ROE15%を具体的な数値目標としています。この目標達成のため、第 9 次中期経営計画（期間：2014～2016 年度）では、成長期にある国・地域に経営資源を積極的に投入する「重点国・地域への集中」を戦略の一つに掲げ、現在、不織布・吸収体事業において「アジアで圧倒的なシェアを獲得し、世界市場での存在感を高めていくこと」を目指しております。

このような経営戦略のもと、重点とするアジア地域において、大型の設備投資や資本政策の見直しなど多額の資金を必要とする施策を実行・計画中であります。業績向上に寄与するこうした施策の資金需要に対応するため、本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

### 【調達資金の使途】

本資金調達による発行手取金の使途は、以下を予定しております。

- ① 当社連結子会社 Unicharm Gulf Hygienic Industries Ltd.（サウジアラビア王国所在、以下、「UGHI」といいます。）の少数株主が保有しておりました UGHI 株式（発行済株式数の 44%相当）を平成 27 年 6 月に約 507 億円で追加取得した際、一部を金融機関から調達した短期借入金 300 億円により賄ったため、その返済に 300 億円を充当（弁済日：平成 27 年 9 月 29 日）。
- ② 当社連結子会社 Unicharm India Private Ltd.（インド共和国所在、以下、「UC India」といいます。）が平成 29 年 12 月期末までにインド国内で予定しておりますベビーケア及びフェミニンケア製品製造工場の新設・増床及び設備増強向け投資資金に残額 200 億円強を充当。なお、当該新設・増床及び設備増強への資金充当については、当社から UC India への投融資を通じて行います。

【募集の概要】

(1) 払 込 期 日	平成 27 年 9 月 25 日
(2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）	本新株予約権付社債に対する投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案し決定します。なお、本社債の募集価格（発行価格）と払込金額の差額は、本社債の額面金額の 2.5%以内とします。
(3) 本新株予約権付社債の払込金額	本新株予約権付社債に対する投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案し決定します。なお、本社債の募集価格（発行価格）と払込金額の差額は、本社債の額面金額の 2.5%以内とします。
(4) 調 達 額 （払込金額の総額）	上記募集価格（発行価格）及び払込金額の決定後に確定します。
(5) 転 換 価 額	当初転換価額は、条件決定日における当社普通株式の普通取引の終値の 110%（円未満切上げ）とします。
(6) 利率及び償還期日 （ 満 期 ）	利率：0.00% 償還期日（満期）：平成 32 年 9 月 25 日
(7) 償 還 価 額 （ 満 期 ）	本新株予約権付社債の額面金額の 100%で償還
(8) そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本件では、募集価格（発行価格）及び払込金額を投資家の需要状況及びその他の市場の動向を勘案し決定することで、当社にとっての調達額の最大化を目指します。</li> <li>● 本新株予約権付社債は、平成 30 年 9 月 25 日以降に権利行使が可能となる 130%コールオプション条項が付されております。</li> </ul>

【本新株予約権付社債発行の狙い及び本新株予約権付社債の特徴】

当社は、本新株予約権付社債の発行を通じて、一株当たり利益の潜在的な希薄化に配慮しつつ、できるだけ多くの資金を低コストで調達し、間接的に連結子会社持分の増加や成長市場への積極的な設備増強に充当することにより、事業投資の収益力向上を目指しております。この点において本新株予約権付社債の発行は、業績の向上を通じて株主の皆様への安定的な利益還元にも資するものと考えます。

具体的には以下の理由から調達手段として本新株予約権付社債を採用いたしました。

- ① 転換価額をあらかじめ固定し、募集価格（発行価格）を投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案し決定する方法で募集を行うことで、当社への払込金額を最大化することが可能であり、また発行差益も見込まれること。
- ② 利払いの必要がないゼロ・クーポンにて発行するため、金利コストの負担がないこと。
- ③ 既存株主の皆様へ配慮するため、時価を上回る水準に転換価額を設定し、発行後の一株当たり利益の希薄化を抑制する設計であること。
- ④ 転換アップ率を低めに設定し、また、株式への転換促進を企図した「コールオプション条項」を付することで、将来的に資本性資金への転換による外部金融負債の軽減を目指し、良好な財務体質を保持することが期待されること。
- ⑤ 本新株予約権付社債の転換請求にあたっては、本日公表分を含め継続的に取得している自己株式での充当を予定しているため（保有自己株式数は、ストックオプションの権利行使に際して交付する予定の自己株式数を除き、平成 27 年 6 月 30 日現在 15,438,847 株。なお、本日公表分は本日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。）、発行済株式の総数は増加しないこと。

## 記

### 1. 社債の名称

ユニ・チャーム株式会社 2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

### 2. 社債の払込金額

本社債の払込金額は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本社債の払込金額は、本社債の額面金額の 100%を下回ってはならない。なお、本社債の募集価格（発行価格）と払込金額の差額は、本社債の額面金額の 2.5%以内とする。

### 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

### 4. 社債の払込期日及び発行日

2015 年 9 月 25 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

### 5. 募集に関する事項

#### (1) 募集方法

SMBC Nikko Capital Markets Limited をブックランナー兼主幹事会社とする引受会社（以下「引受会社」という。）の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われるものとする。

#### (2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の募集価格（発行価格）は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本社債の募集価格（発行価格）は、本社債の額面金額の 102.5%を下回ってはならない。なお、本社債の募集価格（発行価格）と払込金額の差額は、本社債の額面金額の 2.5%以内とする。

### 6. 新株予約権に関する事項

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数 100 株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（4）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

#### (2) 発行する新株予約権の総数

5,000 個並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額の合計額を 1,000 万円  
で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2015年9月25日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
- (ロ) 当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5(1)記載の引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値に1.1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行・} \\ \text{処分株式数} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{時} \\ \text{価} \end{array}} \times \frac{\begin{array}{r} \text{1株あたりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{時} \\ \text{価} \end{array}}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新発行・処分株式数} \end{array}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2015年10月9日から2020年9月11日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記7(4)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7(4)(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に

係る本新株予約権を除く。)、②下記 7 (5) 記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記 7 (6) 記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年9月11日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、当社が組織再編等を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記7(4)(二)(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおり

りとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記 (i) 又は (ii) に従う。なお、転換価額は上記 (4) (ハ) と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその 14 日後以内の日）から、上記 (6) に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記 7 (5) と同様に取得することができる。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

500億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額の合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2020年9月25日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) 130%コールオプション条項による繰上償還

2018年9月25日以降、当社普通株式の終値(以下に定義する。)が、30連続取引日(以下に定義する。)にわたり、当該各取引日に適用のある上記6(4)(ロ)記載の転換価額(遡及的調整がある場合はこれを考慮する。)の130%以上であった場合、当社は、受

託会社及び（受託会社が下記（9）記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は）主支払・新株予約権行使請求受付代理人に対する書面による通知を行い、また本新株予約権付社債権者に対して当該30連続取引日の末日から30日以内に、30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が下記（ニ）若しくは（ヘ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記（ホ）（i）乃至（iv）に規定される事由が発生した場合は、以後本（イ）に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

#### （ロ）クリーンアップ条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、受託会社及び（受託会社が下記（9）記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は）主支払・新株予約権行使請求受付代理人に対する書面による通知を行い、また本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

但し、当社が下記（ニ）若しくは（ヘ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記（ホ）（i）乃至（iv）に規定される事由が発生した場合は、以後本（ロ）に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

#### （ハ）税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記（12）（イ）記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社及び（受託会社が下記（9）記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は）主支払・新株予約権行使請求受付代理人に対する書面による通知を行い、また本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約



権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(12)

(イ) 記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(12) (イ) 記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

但し、当社が下記(ニ)若しくは(ハ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ホ) (i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合は、以後本(ハ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

## (ニ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等(以下に定義する。)が生じたが、(a) 上記 6 (8) (イ) 記載の措置を講ずることができない場合、又は(b) 承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、受託会社及び(受託会社が下記(9) 記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は) 主支払・新株予約権行使請求受付代理人に対する書面による通知を行い、また本新株予約権付社債権者に対して、東京における 14 営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 5 (2) 記載の本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)及び上記 2 記載の本社債の払込金額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 200%を上限として当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する(但し、償還日が 2020 年 9 月 12 日以降、2020 年 9 月 24 日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記 5 (2) 記載の本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)及び上記 2 記載の本社債の払込金額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において (i) 当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii) 資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii) 会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転さ

れる場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。))又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(ホ) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に受託会社及び(受託会社が下記(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人に対する書面による通知を行い、また本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ニ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%を上限として当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。(但し、償還日が2020年9月12日以降、2020年9月24日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。))で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ホ)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に受託会社及び(受託会社が下記(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人に対する書面による通知を行い、また本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記(ニ)及び本(ホ)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合、上記(ニ)の手続が適用されるものとする。

(へ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社が他社の完全子会社になることを目的として当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合及び特別支配株主が当社の株主（当社、当該特別支配株主及び特別支配株主の完全子会社を除く。）の全員に対してその保有株式を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することを承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合（会社法上の株式売渡請求等）（以下「スクイーズアウト事由」という。））、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に受託会社及び（受託会社が下記（9）記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は）主支払・新株予約権行使請求受付代理人に対する書面による通知を行い、また通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記（二）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 200%を上限として当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。）（但し、償還日が 2020 年 9 月 12 日以降、2020 年 9 月 24 日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、契約違反、当社又はその主要子会社についての元本 10 億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続きの開始、民事再生、特別清算、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、支払い停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量又は社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額の 100%に下記の遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、下記（9）記載の主支払代理人が指定するユーロ円市場における主要な銀

行によって引用される、債務不履行の日の午前 11 時現在の 3 ヶ月円預金に係るオフワード・レートと等しいものとして、当該主支払代理人が決定する年率を額面金額に乗じた額をいう。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A.

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、①外債（以下に定義する。）に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払又は③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(a) かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を受託会社の満足する形で本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は (b) 受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断するその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間 1 年超の証券のうち、(i) 外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与され

ている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ (ii) 日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

8. 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

9. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

10. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

## 【ご参考】

### 1. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視するとともに、今後とも収益力の向上及び財務体質の強化をはかりながら、安定した配当を継続することが重要と考えております。具体的には、現金配当と自己株式の取得を合わせた連結当期純利益に対する総還元性向を50%とすることを基本方針とし、中間配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行ってまいります。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、経営環境並びに業績等を勘案して決定しております。

#### (3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成26年12月期
一株当たり当期純利益	77.92円	64.10円	54.33円
一株当たり年間配当金	11.33円	12.67円	12.73円
自己株式の取得	11,001百万円	12,002百万円	8,008百万円
実績配当性向	14.5%	19.8%	23.4%
総還元性向	40.3%	51.4%	47.8%
自己資本当期純利益率	17.2%	11.5%	8.2%
純資産配当率	2.5%	2.2%	1.9%

(注) 1. 平成26年12月期は決算期変更に伴い、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヵ月決算

2. 平成26年10月1日付けで1株を3株に分割する株式分割を行っております。平成26年12月期以前の一株当たり当期純利益及び一株当たり年間配当金は、株式分割の影響を遡及して調整しております。

3. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本（期首の自己資本と期末の自己資本の平均）で除した数値です。

4. 純資産配当率は、1株当たり年間配当金総額を純資産（期首1株当たりの純資産の部合計と期末1株当たりの純資産の部合計の平均）で除した数値です。

#### (4) 自己株式の取得の実施

当社は、安定的かつ継続的な配当に加え、株主の皆様への一層の利益還元と企業経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能にする観点から、これまで継続して自己株式取得を進めてまいりました。特に平成17年度以降においては毎期数十億から120億円規模の自己株式取得を戦略的に実施しております。

上記方針に従い、本日、取得する株式の総数の上限を600万株、取得価額の総額の上限

を130億円とする自己株式取得枠の設定を決議しております。詳細は本日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. その他

### (1) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

#### ① エクイティ・ファイナンスの状況

特になし。

#### ② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成26年 12月期	平成27年 12月期
始 値	1,467 円	1,847 円	1,853 円	2,912 円
高 値	1,877 円	2,230 円	3,010 円	3,398 円
安 値	1,345 円	1,683 円	1,804 円	2,200.5 円
終 値	1,857 円	1,838 円	2,912 円	2,226.5 円
株 価 収 益 率	23.8 倍	28.7 倍	53.6 倍	-

(注) 1. 平成27年12月期の株価については、平成27年9月7日現在で表示しております。

2. 平成26年10月1日付けで1株を3株に分割する株式分割を行っております。平成26年12月期以前の株価は、株式分割の影響を適及して調整しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

4. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

### (2) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後90日間を経過するまでの期間中、SMBC Nikko Capital Markets Limitedの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による新株式発行等、ストックオプション等に係る新株予約権の発行、株式分割による新株式発行等、その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以上